

NO	質問	回答
1	修学旅行等 ・学校の範囲 小・中・高・大・専門学校まで？	修学旅行等を対象としており、校外での活動や部活動なども対象となります。また、左記以外に、幼稚園、保育所の遠足等も対象です。
2	一人当たりの助成について 旅行代金の半額が割りきれない場合一円単位は？	半額で割り切れない場合は、割引額を切り捨て、個人負担額に端数を加えて下さい。 (例) 旅行代金 8001円の場合 (割引額4000円、個人負担額4001円) <算定例> 10人 2泊3日の修学旅行場合 ・バス代10万円・・・交通対策課助成により2分の1 ・宿代10万円、食事代5万円、入場料5万円、手配料5万円の合計25万円 ⇒一人当たり2万5千円-1万円(2泊分割引上限) = 1万5千円(1人あたり個人負担額) さらにしまねっこクーポン2枚×10人=20枚配布 ※交通対策課の補助対象となるバス代部分については全額、一人当たりの旅行代金に含めることはできません。
3	修学旅行等 ・修学旅行 修学旅行に限り今年度内(3月まで)にできないか。昨年もコロナ禍で5月が11月へ、11月が3月へと二転三転してやっと実施できた学校も多い。予約は半年～1年前にされていても変更になる。	国の補助事業を活用予定のため、国補助事業の要件に基づき、12月末までの旅行等について対象とします。
4	「県内旅行」の定義をお知らせください。	県内の観光地等を2か所以上巡るものとします。 現地集合、現地解散のプランでも可能です。 (例) 昼食代+入館料
5	補助金はどのように精算して、振込は一般の助成金と併せて振込されるのか？	交付要綱に基づき、交付申請兼実績報告を提出下さい。約1ヶ月後の入金となります。
6	一部県外への観光地を入れても宿泊助成は対象でしょうか。	県外の観光地、宿泊施設を含む旅行商品代金は、補助対象となりません。 島根県民が鳥取県内に宿泊する場合は、県民自らが宿へ直接予約、もしくは、OTAで予約するものうち現地決済のみが対象となります。
7	2泊3日のコース、1泊は県内、2泊は県外となる場合宿泊助成は1泊分OKでしょうか？ (バス助成は今まで通り、県外に出ると対象外でしょうか？)	県外の観光地、宿泊施設を含む旅行商品代金は、補助対象となりませんので、1泊分であったとしても全体が補助対象となりません。
8	①旅行代金の半額(5000円上限) 2泊の場合は10000円上限？	ご認識の通りです。
9	修学旅行等 ②先生も割引対象でしょうか？	割引対象としていただくことは妨げませんが、教員の場合、職員旅費との重複はできませんので、学校と相談して下さい。 ※県人事課より旅費として、We Love山陰キャンペーンの適応をしないよう通達あり。 教員は旅費として全額支払われるケースもあり、その場合はWe Loveの割引適用できません。 →●(補足)学校によって、県の旅費で支払う場合と、後援会等で教員の費用を支払う場合があると思われます。旅費で払う場合、税金の二重払いになるためWe Loveの割引適用ができませんが、私費の場合であれば、割引可能です。
10	修学旅行等 ③部活遠征や遠足のバス代でも利用可能でしょうか？	利用可能です。
11	④しまねっこクーポン配布基準 宿泊の場合は利用OK、日帰りの場合もOK？	宿泊、日帰りとも、割引後の代金に応じて配布して下さい。 2500円以上5000円未満 1枚 5000円以上 2枚
12	修学旅行等 ⑤一学校の上限はないのか？	上限はありません
13	修学旅行等 ⑥日帰り遠足+1泊2日の修学旅行の場合、それぞれで助成対象なのか、まとめて1回分なのか	連続した行程であれば、1回として申請して下さい。
14	修学旅行等 ⑦宿泊は県内2泊で一部観光地が鳥取・岡山の場合は対象となるのでしょうか？	対象となりません。
15	修学旅行等 修学旅行以外でこの助成が適応される場合としてはどんなものを想定されていますか。	県内学校等が実施する県内での修学旅行等は、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動など校外で行う活動を含みます。県内の旅行会社を通じた手配に対して割引助成を行います。
16	修学旅行等 1泊2日の行程の修学旅行を一日単位に分けて貸切バス助成金を申請している場合の取り扱いについて	No2の質問にも記載しておりますが、貸切バス代金を全体を差し引いた上で、一人当たりの旅行代金を算出ください。
17	修学旅行等 遠足バスの日帰りの場合 バスの割引以外で割引がありますか。	施設入場料(団体の場合は団体料金)、食事など、旅行会社が手配するものについて、旅行商品代金として一人当たりの料金を算出の上、その料金に対して半額割引(上限5千円)をすることが可能です。
18	現地集合、現地解散の場合も県内観光地を2か所以上立寄りが必要ですか。	必要です。
19	島根県民が島根県内に泊まって2日目に境港ととっとり花回廊に行くコースもWeLove山陰の対象にはならないのですか？	対象となりません。
20	県外に営業所があるバスを利用しても対象となりますか？	対象となります。
21	修学旅行等 バス助成との併用できるのは、修学旅行のみということでしょうか。	ご認識の通りです。
22	修学旅行等 修学旅行の一人あたりの旅費算出はバス代金は丸々除いた一人あたり旅費に対する助成という認識でよいのでしょうか？1/2のお客様負担分は旅費算出に含めてはいけないということでしょうか？	交通対策課の助成と併用の場合、ご認識の通りです。交通対策課分と併用されない場合は、バス代金も含めて申請できます。
23	修学旅行等 補助を受ける場合、保護者が明確に認知できるようにとありますが、旅程等に明記が必要でしょうか？	学校から証明書を提出していただければ、旅程への明記は不要です。

NO	質問	回答
24	【県内観光地・観光施設等の定義について】	<p>(1) 「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料、無料を問わない)</p> <p>(2) ガイドや体験ツアーなどについては1か所として数えることができる。</p> <p>(3) 観光地(出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見銀山など)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合も観光地として認める</p> <p>①自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。</p> <p>②旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。</p> <p>(4) 道の駅等も観光地として認めるが、単なるトイレ休憩等を目的とした立寄り施設は施設数として数えることはできない。</p>
25	旅行商品の場合、実施計画書への添付書類	<p>【募集型の場合】</p> <p>①実施計画書(本書)</p> <p>②募集型旅行商品のチラシ(行程、割引前後の料金がわかるもの)</p> <p>⇒対象商品とした場合は、島根県からメールにて可否の返信を行います。 また原則、特設ホームページへ掲載します。</p> <p>【受注型の場合】</p> <p>①実施計画書(本書)</p> <p>②行程表</p> <p>③修学旅行等の場合のみ、学校へ提出した見積書等(一人当たりの旅行代金の算出根拠資料となるため、代金計算の考え方も欄外に記載してください)</p> <p>⇒対象商品とした場合は、島根県からメールにて可否の返信を行います。</p>
26	【宿泊手配の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>①宿泊手配の場合交付申請書兼実績報告書(様式第1号)</p> <p>②アンケート</p>
27	【旅行商品の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>【募集型旅行商品の場合】</p> <p>①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)</p> <p>②募集型旅行商品のチラシ(行程、割引前後の料金がわかるもの)</p> <p>③アンケート</p> <p>【受注型旅行商品の場合】</p> <p>①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)</p> <p>②行程表</p> <p>③旅行会社が相手方へ発行する請求書の写し</p> <p>④アンケート</p>
28	【修学旅行等の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)</p> <p>②行程表</p> <p>③学校へのお見積書、請求書等の写し(一人当たりの旅行代金の算出根拠資料となるため、代金計算の考え方も欄外に記載してください)</p> <p>④学校長等が証明する修学旅行等実施証明書(※欄外に予約日、クーポン配布枚数、クーポン番号を記載ください)</p> <p>⑤参加者名簿(氏名のみで、居住地の記載は不要)</p>
29	各種割引との併用について	<p>原則として、各種割引を行った後の金額(宿泊代金、もしくは旅行代金)に対し、半額(上限5000円)割引を適用してください。その際は、各種割引を行った後の旅行代金からの半額を基準とし、しまねっこクーポンを配布してください。</p> <p>(例) 10000円(割引前料金) - 2000円(各種割引) = 8000円 ÷ 2 = 4000円 (WeLove山陰キャンペーン割引4000円、しまねっこクーポン配布1枚)</p> <p>ただし、この原則によりがたい場合は、確実に旅行者の個人負担が発生するように料金設定を行ってください。 なお、個人負担が発生しない料金設定等を行った場合は、補助金を返還いただきますので、ご注意ください。</p>
30	実施計画の変更について	<p>WeLove山陰キャンペーン対象旅行商品として認定済みの実施計画について、催行日・料金・行程等の記載事項に変更が発生した場合は、修正後の実施計画書を提出してください。 提出の際は、すでに認定済みであることをお知らせください。</p>